

2023年歯科患者データ

2023年歯科経営資料の集計が終わり、橋本会計のホームページで掲載を開始しました。弊社担当者に自医院のデータ箇所をご確認いただき、今後の医院経営にお役立てください。また、冊子は後日お送りいたします。

今回まとめた歯科経営資料の内、2023年診療実績については下記のとおりとなりましたので、ご確認ください。

2023年診療実績（橋本会計お客様平均）

番号	年度	2021年	2022年	2023年	前々年比	前年比
1	診療日数	22.3	21.9	22.0	98.5%	100.2%
2	診療点数	425,556	415,631	429,100	100.8%	103.2%
3	レプト件数	356	335	342	96.0%	102.0%
4	レプト1件点数	1,211	1,241	1,256	103.7%	101.2%
5	実日数	584	549	552	94.5%	100.4%
6	1回点数	739	756	778	105.2%	102.8%
7	1日平均患者数	26.0	25.1	25.1	96.6%	100.2%
8	月回数	1.69	1.64	1.62	95.5%	98.4%
9	自由診療（円）	2,289,768	2,395,410	2,504,999	109.4%	104.6%
10	診療収入（円）	6,545,325	6,551,721	6,796,001	103.8%	103.7%
11	新患数	25	22	23	89.4%	101.3%
12	再初診数	102	95	95	93.2%	100.9%
13	再診数	228	218	223	97.9%	102.6%
14	新患再初診比	4.05	4.23	4.22	104.2%	99.6%
15	再診比率	64.1%	65.1%	65.4%	102.1%	100.6%

※橋本会計お客様 261 診療所平均（自費のみの診療所を含んでいますが、保険点数に係る患者データ項目の集計からは除いています。）

【2023年患者データのポイント】

- ① 前年比では保険点数 3.2%、自費収入 4.6%、総収入では 3.7%の増加となりました。
- ② レセプト件数は前年より増加していますが、コロナ前の 2019 年平均 387 件と比べると、まだ戻り切っていません。コロナ禍のゆったりとしたアポイントの取り方が一般化している可能性があります。
- ③ レセプト 1 件点数は、1 回点数が 778 点と増加したこともあり、1.2%の増加となりました。
- ④ 一方で月回数の減少傾向は続いており、1.61 回と、1.5 回台に近づいています。
- ⑤ 自費収入は 4.6%の増加となっています。コロナ禍以降も増加傾向が続いています。

歯科会計®

2023年歯科経営資料（経営・人員・設備データ）

番号	科目	2021年	2022年	2023年	前々年比	前年比
16	保険収入	4,100,749	3,984,032	4,129,931	100.7%	103.7%
17	自費収入	2,461,450	2,404,525	2,504,581	101.8%	104.2%
18	雑収入	218,548	204,187	189,676	86.8%	92.9%
19	診療収入合計	6,780,747	6,592,744	6,824,188	100.6%	103.5%
20	診療材料	507,506	485,808	489,117	96.4%	100.7%
21	外注技工料	501,390	522,418	538,467	107.4%	103.1%
22	診療原価合計	1,006,989	1,008,226	1,027,584	102.0%	101.9%
23	給料賃金	1,619,984	1,589,845	1,613,075	99.6%	101.5%
24	法定福利費	224,002	219,751	227,262	101.5%	103.4%
25	福利厚生費	42,558	49,214	52,638	123.7%	107.0%
26	旅費交通費	92,896	108,057	113,416	122.1%	105.0%
27	通信費	41,997	43,020	42,044	100.1%	97.7%
28	接待交際費	79,231	93,419	94,328	119.1%	101.0%
29	水道光熱費	57,981	70,583	68,131	117.5%	96.5%
30	地代家賃	502,770	457,279	466,157	92.7%	101.9%
31	リース料	70,354	47,467	47,094	66.9%	99.2%
32	減価償却費	342,955	326,435	333,003	97.1%	102.0%
33	研修研究費	31,227	26,226	32,340	103.6%	123.3%
34	広告宣伝費	130,590	128,685	147,960	113.3%	115.0%
35	利子割引料	30,771	18,761	21,146	68.7%	112.7%
36	その他経費	867,838	854,697	853,248	98.3%	99.8%
37	経費合計	4,135,154	4,033,438	4,111,843	99.4%	101.9%
38	事業利益	1,714,866	1,551,081	1,684,762	98.2%	108.6%
39	キャッシュフロー	2,055,209	1,877,516	2,017,765	98.2%	107.5%

番号	科目	2021年	2022年	2023年	前々年比	前年比
40	歯科医師数	1.5	1.5	1.5	97.7%	99.2%
41	歯科衛生士数	1.4	1.5	1.7	121.5%	113.8%
42	歯科助手・受付数	2.2	2.2	2.2	99.0%	97.1%
43	歯科技工士数	0.1	0.1	0.1	65.1%	89.3%
44	ユニット台数	3.7	3.8	3.9	104.5%	101.7%
45	口腔外パキウム	74.9%	74.1%	75.9%	101.3%	102.3%
46	レーザー	36.1%	37.5%	38.3%	106.1%	102.3%
47	デジタルレントゲン	90.9%	90.3%	90.0%	99.1%	99.7%
48	c a d c a m	9.5%	12.0%	11.9%	125.0%	99.2%
49	マイクロスコブ	32.3%	31.7%	34.1%	105.6%	107.7%
50	C T	54.0%	54.3%	57.5%	106.4%	105.9%
51	スキャナー	13.3%	16.7%	21.5%	-	129.2%
52	ユニット当たり1日患者数	6.4	6.6	6.5	101.6%	98.6%
53	歯科医師1人当たり収入	4,257,854	4,301,383	4,498,494	105.7%	104.6%
54	自費率	32.6%	36.6%	36.9%	113.1%	100.8%
55	診療材料費率	8.2%	7.6%	7.4%	89.9%	96.9%
56	外注技工料費率	7.9%	8.2%	8.1%	102.7%	99.3%
57	事業利益率	23.1%	23.5%	24.7%	106.9%	104.9%

資産承継

相続時精算課税制度の適用手続

改正により、令和6年1月1日以降の相続時精算課税制度を利用した贈与については110万円の基礎控除枠が新設され、かつ、基礎控除枠内の贈与部分は相続時に生前贈与加算の対象外となるため、利用されるケースが増えると予想されます。

相続時精算課税制度を利用した贈与をする場合に、必要な申告手続について以下まとめます。

<相続時精算課税選択届出書>

相続時精算課税を選択しようとする受贈者は、選択をしようとする贈与を受けた年の翌年の2月1日から3月15日までの間（贈与税の申告書の提出期間）に納税地の所轄税務署長に対して、「相続時精算課税選択届出書」を提出する必要があります。

贈与を受ける前に提出が必要ではなく、事後の翌年3月15日までに提出すればよいということになります。

なお、届出書には受贈者が子・孫であることが証明できる受贈者の戸籍謄本等を添付する必要があります。

<贈与税の申告>

相続時精算課税制度を選択した場合には、贈与を受けた年は基本的に贈与税申告が必要となります（贈与を受けた年の翌年の2月1日から3月15日まで）。ただし、年間110万円以下の贈与のみの場合には、贈与税申告は不要となります。

<贈与税の納税>

相続時精算課税制度を利用した贈与の場合、基礎控除110万円を超える贈与額の部分が累計で2500万円に達するまでは非課税で贈与が受けられます（相続時に課税あり）。

ただし、累計で2500万円を超えた場合には、超えた部分に対して20%の税率を乗じた金額を納税する必要があります（相続時に精算）。

<その他注意点>

相続時精算課税制度を採用できるのは、60歳以上の両親・祖父母から、18歳以上の子や孫への贈与に限定されます。

また、一度相続時精算課税制度を採用した場合には、暦年課税制度には戻れなくなるため、制度の採用には慎重な検討が必要です。